

承認第8号

令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決
処分の承認を求めることについて

令和2年度東浦町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専
決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 2 年 4 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,366,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		3,081,317	2,200	3,083,517
	1 県負担金・補助金	3,081,317	2,200	3,083,517
歳 入 合 計		4,364,116	2,200	4,366,316

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		2,911,879	2,200	2,914,079
	6 傷病手当諸費	0	2,200	2,200
歳 出 合 計		4,364,116	2,200	4,366,316

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	2,911,879	2,200	2,914,079
歳 出 合 計	4,364,116	2,200	4,366,316

2 歳 入

第3款 県支出金

第1項 県負担金・補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	3,081,317	2,200	3,083,517
計	3,081,317	2,200	3,083,517

3 歳 出

第2款 保険給付費

第6項 傷病手当諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	0	2,200	2,200	2,200	0	0	0
計	0	2,200	2,200	2,200	0	0	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険給付費 等交付金（ 特別交付金 ）	2,200	特別調整交付金分（傷病手当金）	2,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補 助及び交付 金	2,200	010101 新型コロナウイルス傷病手当金（保険医療課）	2,200
		18. 負担金、補助及び交付金	2,200
		負担金	2,200
		傷病手当金	2,200